

合算番号単価の修正について

<目 次>

報告概要	1
------------	---

本年4月24日付けで、基礎的電気通信役務支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会（以下「支援機関」という。）から総務大臣あてに、基礎的電気通信役務に係る負担金の算定に用いる「合算番号単価」について、本年7月以降、2円から3円に修正する旨の通知があった。

合算番号単価の算定方法

- 支援機関は、総務大臣から認可を受けた負担金を徴収するため、番号告示(※1)に基づき、毎年度、9月に、電気通信番号の使用数に応じた「合算番号単価(※2)」を算定する。
- 算定対象年度の4月時点で、当初の合算番号単価による負担金の徴収の見込額が負担金総額に比べて著しく乖離することが見込まれる場合(※3)には、同年の7月から適用する合算番号単価を修正する。

(※1) 平成18年総務省告示第429号

(※2) 電気通信番号1番号当たりの負担金の額

(※3) 算定対象年度の9月以前に負担金の総額を満たす場合又は翌年3月以降に負担金の総額を満たす場合。



合算番号単価の修正

- 本年1月から適用している合算番号単価は、2円(2.3656…円を四捨五入)。
- 4月の時点で今後の負担金の徴収見込みを試算したところ、負担金の総額を満たすために必要な金額に到達するのが来年3月となることが見込まれることから、7月以降に適用する合算番号単価について、本年12月に負担金の総額を満たすようにするために、「3円」(2.7797…円を四捨五入)に修正する。(詳細は別添)

1月から適用している合算番号単価(昨年9月に算定)

$$\begin{aligned}
 & \text{1月から適用している合算番号単価} &= & \frac{\text{本年中の負担金の総額}}{\text{本年中の各月の算定対象電気通信番号の予測値※1の合計}} \\
 & &= & \frac{69.8\text{億円}}{29.5\text{億番号}} \\
 & &= & 2.3656\cdots \text{円} \Rightarrow \mathbf{2\text{円}} (\text{整数未満四捨五入})
 \end{aligned}$$

※1：予測値は、昨年同月の対前月増減率により算定（7月以降は一昨年の数値で算定。）。



7月から適用する合算番号単価(本年4月に再算定)

$$\begin{aligned}
 & \text{7月から適用する合算番号単価} &= & \frac{\text{本年中の負担金の総額} - \text{本年1月～6月の負担金の徴収予定額※2}}{\text{本年7月～12月の算定対象電気通信番号の予測値※3の合計}} \\
 & &= & \frac{69.8\text{億円} - 29.2\text{億円}}{14.6\text{億番号}} \\
 & &= & 2.7797\cdots \text{円} \Rightarrow \mathbf{3\text{円}} (\text{整数未満四捨五入})
 \end{aligned}$$

※2：各月の算定対象電気通信番号の予測値に合算番号単価を乗じた額（1月分は実績額）

※3：予測値は、昨年同月の対前月増減率により算定。

○平成十八年総務省告示第四百二十九号(基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第二十七条第一項の規定に基づく番号単価の算定方法)

(番号単価の算定方法)

第二条 番号単価は、原則として毎年度九月に次の式により算定するものとする。(中略)

2 (略)

3 第一項の規定により算定した番号単価は、原則として算定対象年度の前年度の一月末から算定対象年度の六月末までの間における算定対象電気通信番号の数に係る接続電気通信事業者等ごとの負担金の額の算定に用いるものとする。

4 (略)

(番号単価の修正)

第三条 前条第一項の番号単価は、原則として算定対象年度の四月に次の式により修正するものとする。(中略)

2 前項の規定に基づいて番号単価を修正する場合において、最終算定月が算定対象年度の九月以前又は三月以降となると見込まれるときは、同項中「=合算番号単価」とあるのは、「=修正合算番号単価(前条第2項の合算番号単価を修正したものをいう。以下同じ。)」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用する第一項の修正合算番号単価は、次の式により算定するものとする。

修正合算番号単価

= (適格電気通信事業者ごとの補てん対象額の合計額

+ 支援機関の支援業務に係る費用の額

- 前年度過不足額

- 適格電気通信事業者ごとの支援機関徴収予定額の合計額

- 適格電気通信事業者ごとの支援機関徴収予定額に対応した当該適格電気通信事業者の算定自己負担額の合計額

- 前条第2項の合算番号単価

× 適格電気通信事業者ごとの支援機関徴収予定額の算定に用いた算定対象電気通信番号の数の最後の月の翌月から第1項の修正番号単価の適用を開始する算定対象電気通信番号の数の月の前月までの間の予測算定対象電気通信番号の総数の合計)

÷ 第1項の修正番号単価の適用を開始する算定対象電気通信番号の数の月から算定対象年度の12月までの予測算定対象電気通信番号の総数の合計

4 第一項(第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の修正番号単価は、接続電気通信事業者等ごとの負担金の額を算定する場合にあっては、原則としてその修正した年度の七月末から最終算定月の前月(最終算定月が算定対象年度の一月以降となる場合には十二月)の月末までの間及び最終算定月が算定対象年度の十一月以前となる場合の当該最終算定月の翌月の月末から十二月末までの間(最終算定月が十一月となる場合には十二月末)における算定対象電気通信番号の数に係る負担金の額の算定に用いるものとし、(中略)

5 (略)